

兵庫県教育委員会規則第 1 1 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行
規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年兵庫県条例第17号）の施行については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年兵庫県規則第 6 2 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。